

株式移転に係る事後開示書面
(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示事項)

2022 年 1 月 4 日

藤久ホールディングス株式会社

藤久株式会社

2022年1月4日

株式移転に係る事後開示書面

名古屋市名東区高社一丁目 210 番地
藤久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 中松 健一

名古屋市名東区高社一丁目 210 番地
藤久株式会社
代表取締役社長 中松 健一

藤久株式会社（以下「藤久」といいます。）は、2021年9月28日開催の藤久第61期定時株主総会においてご承認いただいた株式移転計画書に基づき、2022年1月4日をもって株式移転設立完全親会社である藤久ホールディングス株式会社（以下「藤久HD」といいます。）を設立し、藤久を株式移転完全子会社とする株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を実施いたしました。

本株式移転に際して、会社法第811条第1項第2号及び第815条第3項第3号並びに会社法施行規則第210条に定める開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式移転の効力発生日(会社法施行規則第210条第1号)

2022年1月4日

2. 会社法第805条の2、第806条、第808条及び第810条の規定による手続の経過

(1) 株式移転完全子会社における本株式移転の差止請求手続の経過（会社法施行規則第210条第2号）

本株式移転に関し、会社法第805条の2の規定により差止請求権を行使した株主はいませんでした。

(2) 株式移転完全子会社における株式買取請求手続の経過（会社法施行規則第210条第3号）

藤久は、会社法806条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定により、2021年10月1日付にて、藤久の株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転設立完全親会社である持株会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第806条第1項の規定により株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

(3) 株式移転完全子会社における新株予約権買取請求手続の経過（会社法施行規則第210条第3号）

該当事項はありません。

(4) 株式移転完全子会社における債権者異議手続の経過（会社法施行規則第210条第3号）

該当事項はありません。

3. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 210 条第 4 号）

本株式移転により、藤久HDに移転した藤久の株式は、12,301,000 株です。

4. その他株式移転に関する重要な事項（会社法施行規則第 210 条第 5 号）

（1）藤久HDは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における藤久の株主に対し、その所有する藤久の株式 1 株につき藤久HDの株式 1 株の割合をもって、藤久HDの株式を割当交付しました。

（2）藤久HDの設立時の資本金及び準備金の額は次のとおりです。

資本金：100,000,000 円

資本準備金：25,000,000 円

利益準備金：0 円

（3）藤久HDの株式は、2022 年 1 月 4 日に東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場いたしました。なお、藤久の株式は、2021 年 12 月 29 日をもって、東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。

以上